

児童虐待においては、よくネットワークの必要性が強調され、このガイドラインでも他機関との連携についての記述が多いのも、保育所や幼稚園だけでは児童虐待を解決することは困難であり、多くの機関や人の協力が必要だからです。その根本の視点は、保護者を含めた家族全体への援助です。

4. 通告について

(1) 通告とは

虐待の多くは家庭という密室の中で行われるため、家庭外の人間にはなかなかうかがい知ることが困難です。それでも、注意深く見ていると、何かサインが観察されることは少なくありません。虐待対応はまず発見することから始まります。

虐待を発見した人は児童相談所や市町村の窓口、福祉事務所などに通告することが国民一般の義務とされています。通告とは、虐待に関する情報をこれらの機関に連絡することです。通告を受けた児童相談所等は、必要な調査を行い、虐待が実際に行われていた、あるいはその可能性があると考えられる場合、今後繰り返されることのないよう必要な援助を実施します。

虐待通告において重要なのは、「疑い」の場合でも早い段階での通告が推奨されている点です。登校・登園した児童に無数のあざがあるが、本当に親による行為なのかどうかの確証がない、でも子どもの様子がいつもと違う、などという状況に遭遇した場合、疑いがあるというこの段階での通告が必要です。

(2) いつどこに誰が通告するのか

児童福祉法では、発見者の立場や資格などは特定していません。保育士や第一発見者が通告する場合もあれば、所長等の組織としての役職、あるいは通告等の役割を振られた職の人が通告する場合も考えられます。いずれにしても保護者に監護させることが不適当だと思われる子どもを発見した人は、誰であっても通告しなければなりません。通告義務は国民一般に課せられているのです。

さらに児童虐待防止法では、学校や幼稚園、保育所や児童館、病院など子どもと日常的に接点のある施設・団体やその職員は、児童虐待を早期に発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならないこと、発見した場合は速やかに通告しなければならないことが規定されています。この早期発見の必要性は、今回の調査で大半の保育者が「知っていた」と回答しています。(図 3-4-1、図 3-4-2)

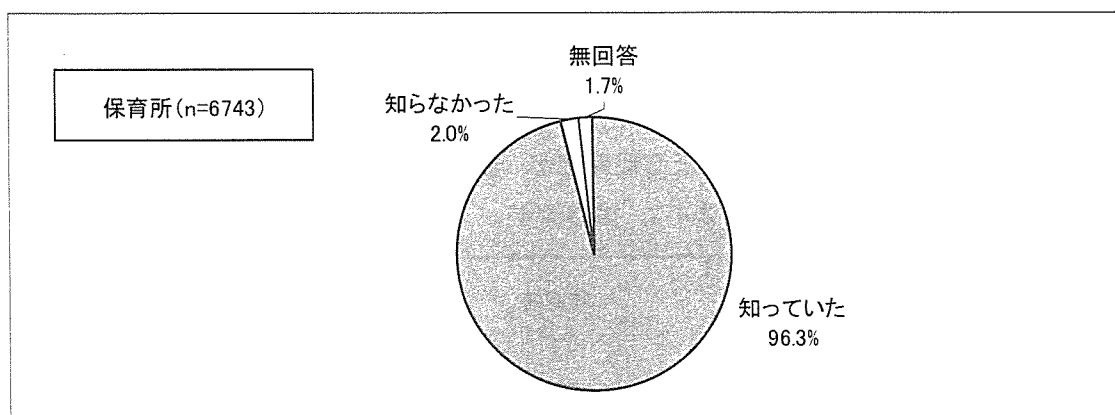


図 3-4-1 保育士の虐待対応についての知識

(児童福祉に関係ある機関・職員は虐待の早期発見に努めるべきこと)

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」(主任研究者：才村純)『平成 18 年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究)報告書』、2007

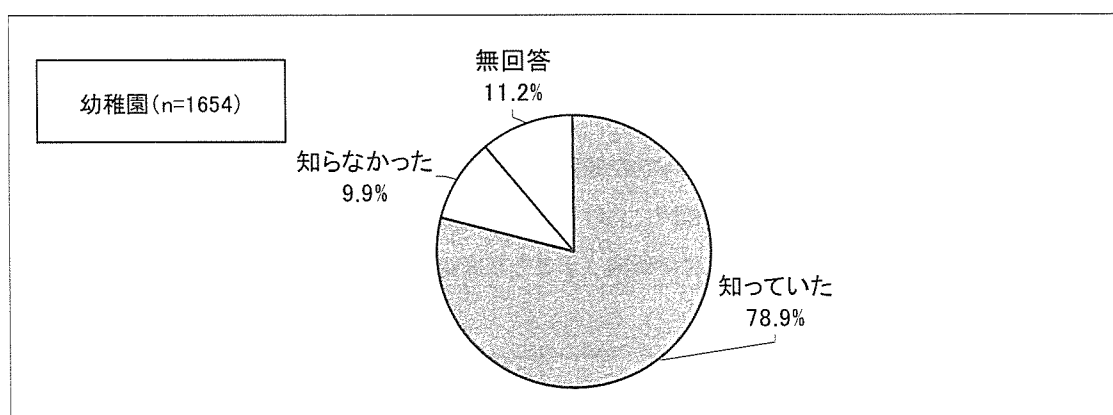


図 3-4-2 幼稚園教諭の虐待対応についての知識

(児童福祉に関係ある機関・職員は虐待の早期発見に努めるべきこと)

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」(主任研究者：才村純)『平成 17 年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究)報告書』、2006

通告先は、直接もしくは児童委員を介して、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所へ行くと児童福祉法に定められています。緊急の場合や、ただちに虐待者の暴力行為を阻止する必要がある場合など、まずは警察に通報することも可能です。

通告というと難しそうな、大げさなイメージを抱きがちですが、いわゆる情報提供と考えて差しつかえありません。

また、本当に虐待があるのか確証がなくても、「疑い」があれば通告することは可能ですし、「ちょっと気になるのだけれどどうしたらいいか」と相談することも通告に含まれます。

最初から悪意に満ちた根も葉もない誹謗中傷であれば別ですが、通告に基づいて調査した結果、虐待の事実が確認できなかったとしても、名誉毀損などで罪を問われることはありません。

今回の調査では、2～3割にのぼる保育者が「疑い」の段階で通告できることを「知らなかった」と答えています（図 3-4-3、図 3-4-4）。

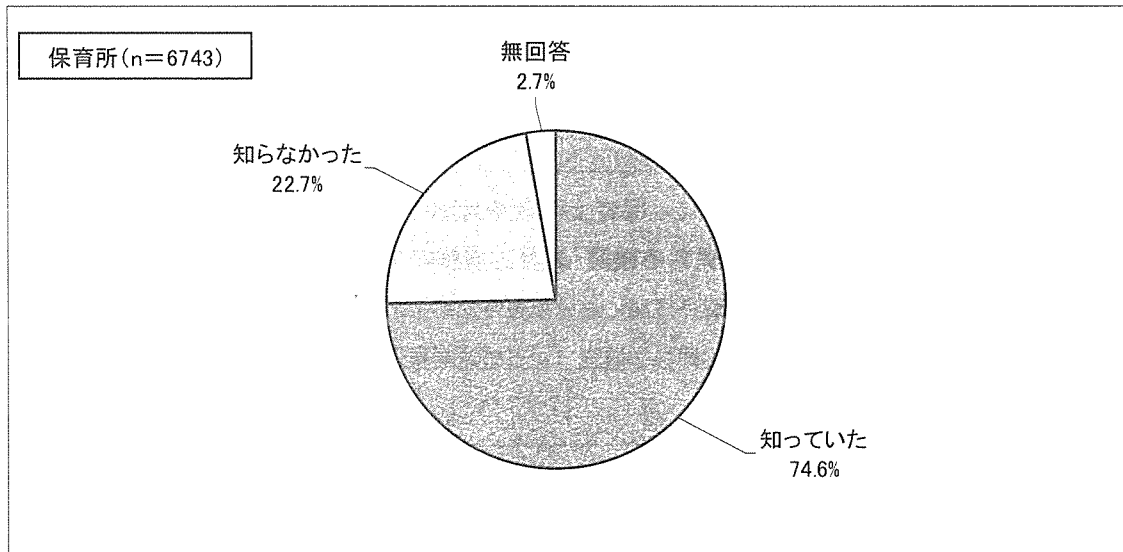


図 3-4-3 保育士の虐待対応についての知識（虐待の疑いでも通告できること）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

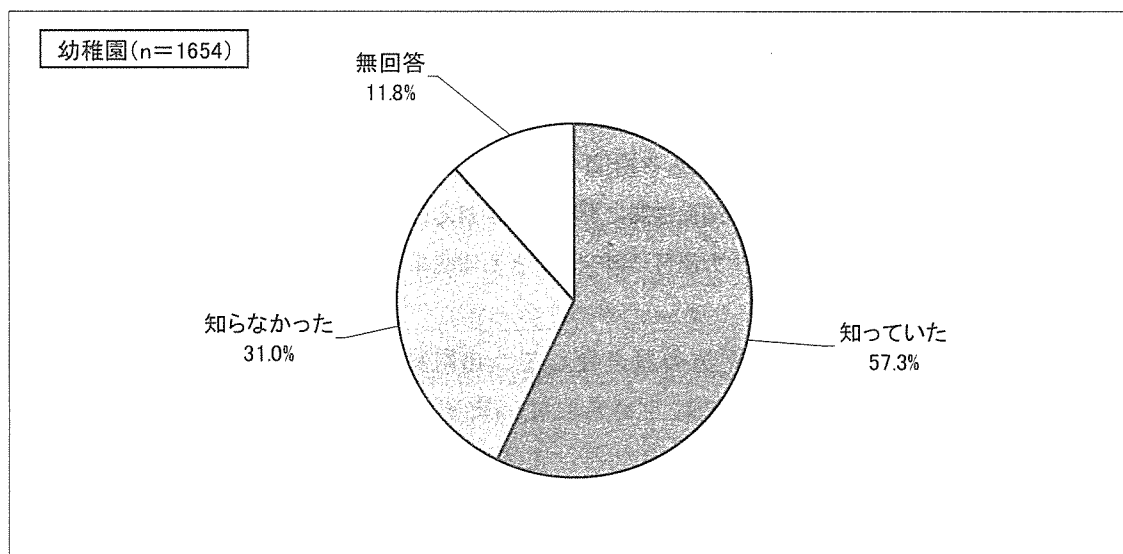


図 3-4-4 幼稚園教諭の虐待対応についての知識（虐待の疑いでも通告できること）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

通告者の情報については、通告者の了解なしに当事者や第三者に漏れることはありませんし、どうしても身分を明かせない場合は匿名による通告も可能です。組織としては通告するというまでの判断が出なかった場合でも、心配を拭えない保育者が個人として通告することもできるのです。またそうした場合、通告者が誰であるかを秘匿しておく必要があれば、その申し出は守られます。今回の調査では、このように秘密が守られることを2割前後の保育者が「知らなかった」と答えています（図3-4-5、図3-4-6）。

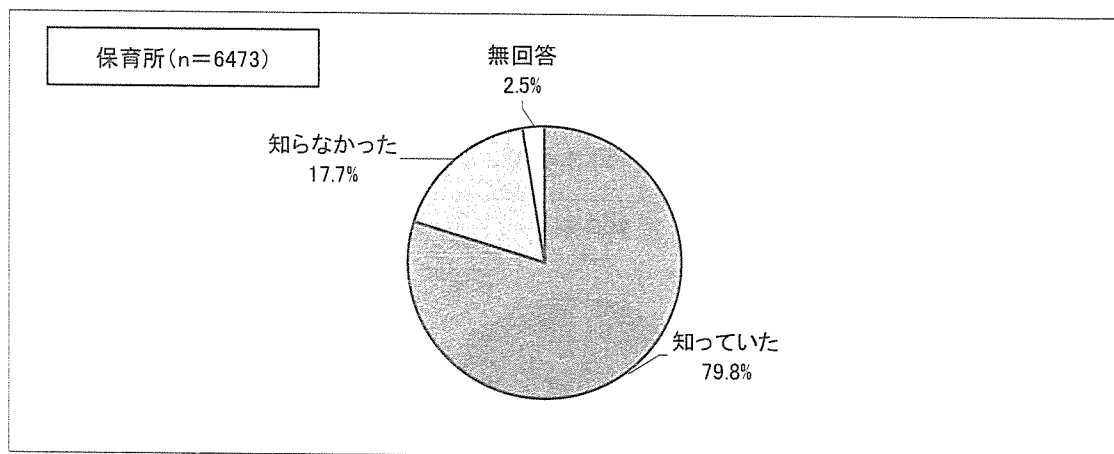


図3-4-5 保育所保育士の虐待対応についての知識

(児童相談所の職員には通告の内容を漏らしてはならないとの規定があること)

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成18年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

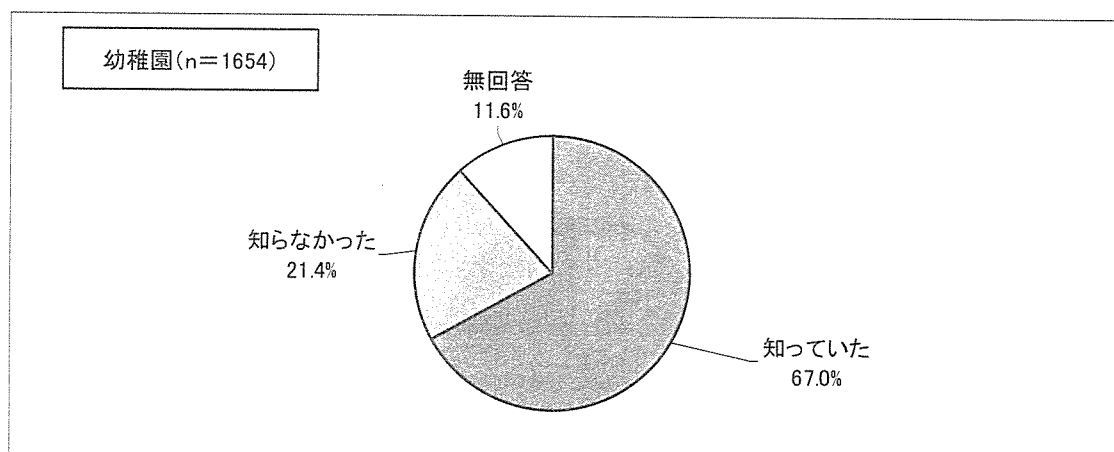


図3-4-6 幼稚園教諭の虐待対応についての知識

(児童相談所の職員には通告の内容を漏らしてはならないとの規定があること)

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成17年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

(3) 通告には正式な書類が必要か

虐待通告には特に決められた様式はありません。電話でも、直接会って伝えても構いません。何か正式な書類を用意しなければならないということはないのです。もちろん、状況や経過の記録、医師や専門家の所見など、情報を共有する上で文書はたいへん有効ですが、通告に際してまず優先すべきことは、有用な情報を迅速に伝える、ということです。その意味では、まず一報の電話が重要です。必要な文書があれば追って用意することも可能です。

今回の調査では、通告が面接や電話でもいいことを2割前後の保育者が「知らなかった」と答えており、書類を用意するなど様々な準備を必要とするものにとらえている人が少ないことがわかりました（図3-4-7、図3-4-8）。

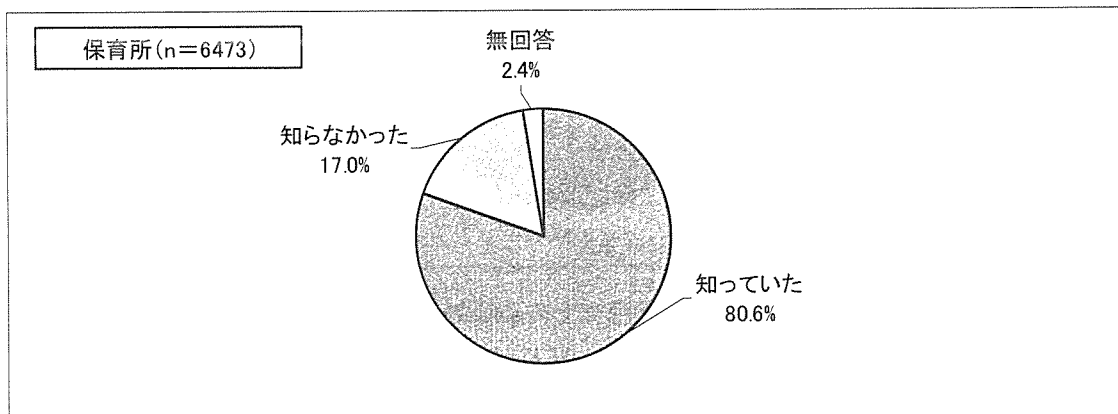


図3-4-7 保育士の虐待対応についての知識（通告は面接・電話でもいいこと）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成18年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

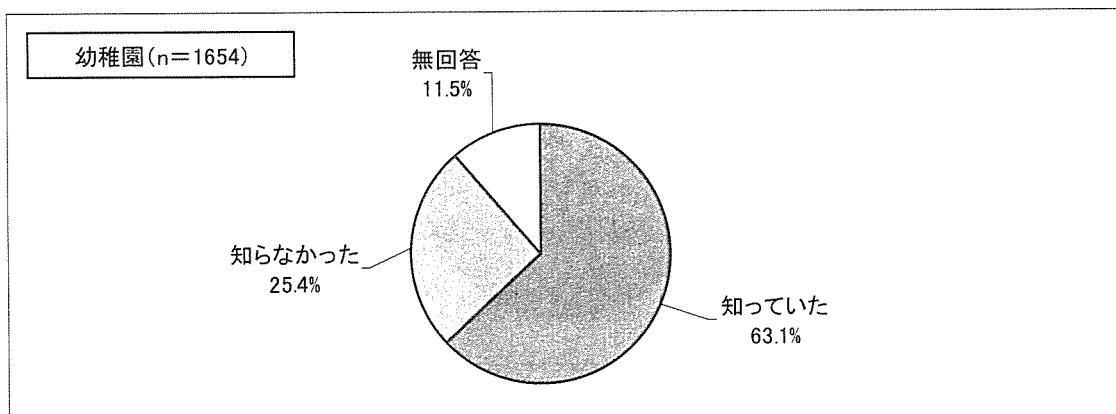


図3-4-8 幼稚園教諭の虐待対応についての知識（通告は面接・電話でもいいこと）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成17年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

(4) 通告にあたってどのようなことを伝えるか

①いつ発見したか

「今朝、登園時に不自然な傷を発見した」「保育中にわけもなく泣いているので、声をかけると、家が怖い、帰りたくないと言った」「送り迎えの際、保護者が頻繁に子どもを叱責し、叩いているのを見かける」「不自然な欠席が今日で○日目で、気にかかる」「発育状態が不良で、着替えや入浴などの形跡がない」というような、虐待に気づいたり、虐待を疑った時点を明らかにします。「傷に気づいたのは10日ほど前で、そのときは転んだという本人や保護者の主張を受け入れましたが、それ以来子どもの表情が冴えず、ポーとして笑顔がみられないので、やはり虐待があるのではないかと、受傷と気づきに時間的な開きが生じてしまった場合でも、そうした時間関係を明確に伝えることが大切です。

②虐待の状況

次に虐待の状況、あるいは虐待が疑われる状況を伝えます。

例えば、

- ・ どのような傷がどこに見られるのか、
 - ・ 「帰りたくない」「おうちは怖い」など、どのような発言が聞かれているのか、
 - ・ 不潔な服装やからだに見合わぬ食欲など気になるなどどのような兆候が見られているのか、
 - ・ 理由が判然としない欠席など、不自然な様子がいつから見られているのか、
- など、できるだけ具体的に伝えることが必要です。

また、虐待を受けたときの状況がわかっているときは、そのことも伝えます。子どもが混乱していてうまく説明できなかつたり、話しが二転三転して的確を得なかつたり、担任の保育者が聞いたときと所長・園長が聞いたときでは違うことをいったりして状況がつかみきれないこともよくありますが、そのような場合は強引に探ったり結論づけたりせず、「子どもはこのように言っている」というそのままの情報を伝えます。

③子どもについての情報

子どもの在籍・登園状況や、日常の様子、とりわけ特筆すべき点があれば伝えます。

「入園年月日は、○年○月○日」「身体は丈夫でこれまで欠席はほとんどなかった」「普段は明るく元気なのに、今日の様子はずいぶん違う」「落ち着いた子どもなので、何度も激しく転んで傷をつくるとは想像できない」「集中力に欠け、大人の気持ちを逆なでするようなことを言ったりすることはよくある」「他の子に対して乱暴である」、また、乳児でネグレクトが疑われる場合などは、生年月日や現在の体重・身長を含め、「毎日ものすごい勢いでミルクを飲んでいる」「毎日着替えている様子がない」「衣服や身体がいつも不潔である」など、日常生活を見ている人の情報は、虐待を判断する上できわめて重要です。

④保護者や家庭についての情報

送り迎えの際のやりとりや行事、保護者活動などへの参加状況、個別面談をしたときの様子、保護者の養育方針、就労状況、ストレスの有無、夫婦間の関係性、祖父母の様子など、わかる範囲の情報を伝えます。きょうだいが在籍していれば、そのことも併せて伝えることが重要です。

⑤通報者や保育所に関する情報及び対応状況

自分の立場や発見後の状況について伝えます。例えば、「自分は担任で最初に傷に気づいた所長・主任保育士・看護師などと協議し、自分は児童相談所に通告、所長は市に連絡をとっている、主任は囑託医の意見を聞いている」などです。

疑いがもたれたら、なるべく早い時点で第一報を入れておくことが望めます。受診をするのであれば、結果などは後から追加で伝えることも可能です。

特に、お迎え時間が迫っているような場合、子どもの身の安全を守る方法を早急に検討しなければならず、一時保護を考慮する必要があるればその手配も急がれます。

(5) 通告した後はどうなるのか (図 3-4-9 参照)

①調査

通告を受けた児童相談所や市町村は、寄せられた情報を元に事実確認の調査を行います。

最も重要なのは、子どもの安全確認です。「とりあえず、無事みたい」という伝聞情報ではなく、通告を受けた機関が原則として 48 時間以内に直接目視することが望ましいと国の通知では示されています。保育所で子どもの身柄の安全が確保されている場合や、夜間休日であっても自宅を訪問し安否の確認ができれば問題ありませんが、不自然な欠席が続いており自宅を訪問しても応答が得られないなど、状況確認が難しい場合は、関係機関連携の上で火急の対応が必要となります。

子どもの安全確認と並行して、子ども、保護者及び家庭、その他必要な情報について調査が行われます。きわめて、プライベートな情報ですが、時には生命に関わる、あるいはその後の人生を左右する重要な判断をすることにつながるため、できるだけ客観的で精度の高い情報を短時間で収集する必要があり、関係者や関係機関の協力が欠かせません。

関係機関の協力を得ながら情報収集しても、子供の安否に関する確証的信息が得られない、自宅を訪問しても応答がないあるいは拒否にあう、などといった場合、虐待の事実の確実性や子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に判断し、立入調査および職権による保護などが行われることがあります。また、これらを執行するにあたって、保護者の妨害にあうたり、子どもや児童相談所職員が保護者から危害を加えられる恐れがあるときなどは、警察署長に要請し、立入調査への援助を求めることもあります。

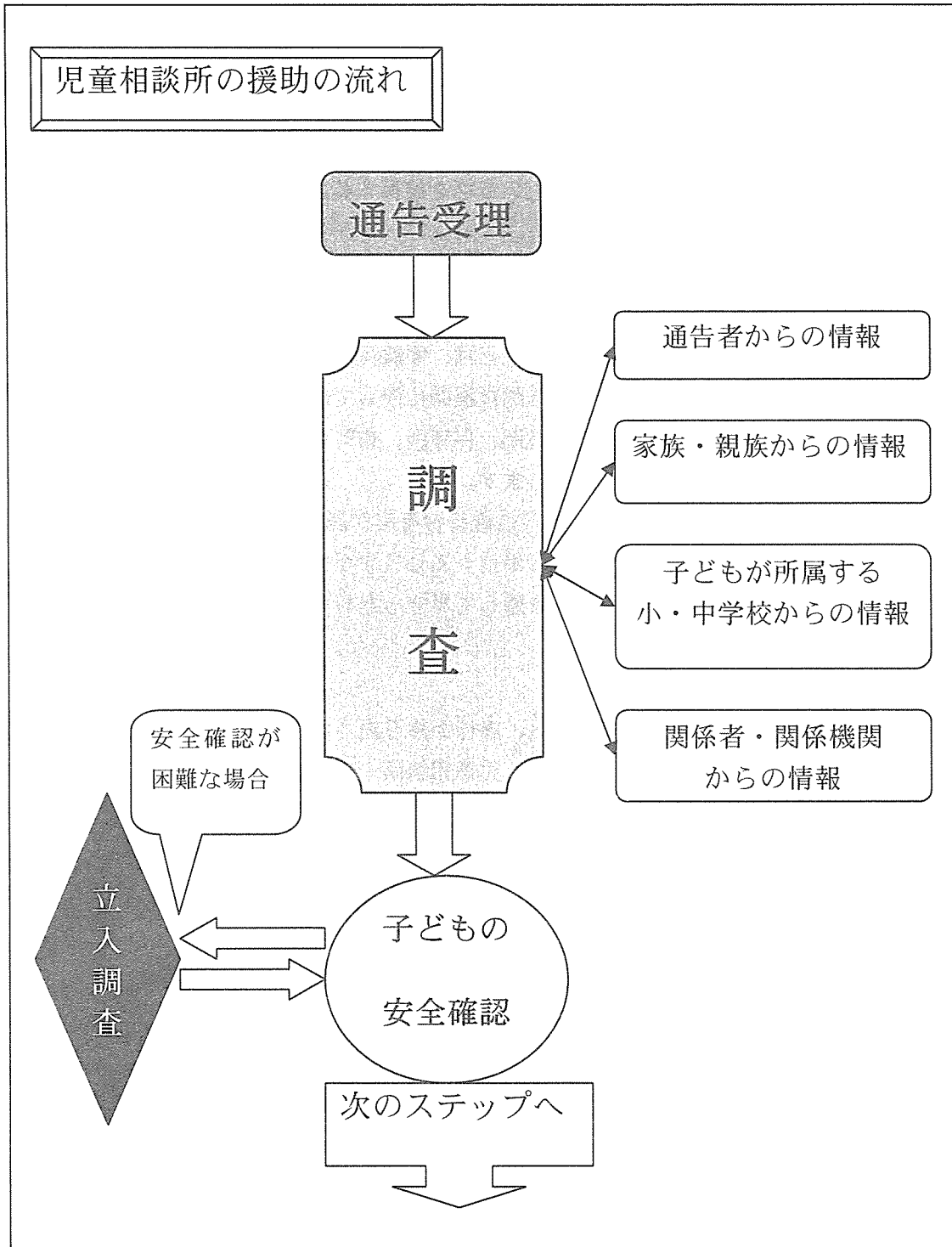


図 3-4-9 児童相談所の援助の流れ

②判断（判定）

集められた情報を元に、対応についての判断が行われます。通常、児童相談所では通告を受理し初期の対応方針を検討する「緊急受理会議」が開かれ、複数の職員で、状況や必要性に応じ児童福祉司、児童心理司、保育士、保健師、医師等様々な専門的観点からの検討が行われます。

家庭において安全性が確保できなかつたり、確保できるかどうかの確認が十分に出来ない場合は、児童相談所が一時的に子どもの身柄を確保すること（一時保護）が検討されます。

緊急性や危険性が高くなかつたり、虐待者が虐待を認め、繰り返される心配が少なかつたり、虐待者が支援を求めており、児童相談所や保育所・幼稚園等の支援があれば虐待が再発する恐れが少ないと判断される場合などは、家庭生活を継続しながら援助を展開すること（在宅指導）が検討されます。日常的な援助に関しては、児童相談所だけでは十分に展開できないことが多く、小学校や幼稚園、保育所、市町村児童家庭支援センターをはじめ関係機関との連携があわせて検討されます。

通告を受けても、必ずしも全ての場合に虐待の事実が認められるわけではありません。そのような場合は事実なしと判断される場合もありますが、明確な判断根拠が得られない場合は、しばらくの間、登園状況などを通して見守ったりする場合があります。

③安全確保と親子分離

家庭を基盤に家庭生活を続ける中では、虐待が繰り返される恐れがある場合などは、身柄の安全確保のために親子分離が図られ、児童相談所一時保護所等への一時保護が行われます。虐待者が仮に事態を正しく認識し姿勢を改めたとしても、すでに子どもが心身に深い痛手を負っており、虐待者に対する不安や恐怖が強いことから家庭生活をそのまま継続することがかえって修復の妨げになると判断される場合にも、調整が済むまで一時的に親子分離を図ることがあります。

一時保護中は、さらに調査が重ねられ、必要な調整が完了すれば家庭へ帰る場合がありますが、調整に長期的な期間を要する場合は、里親や児童養護施設などその間生活する場が用意されることになります。

平成 17 年度に児童相談所が虐待を理由に一時保護（一時保護委託は除く）を行ったのは 6,442 件でしたが、一時保護した後の対応としては、児童福祉施設入所 1,953 件（30.4%）、里親委託 137 件（2.1%）、他の児童相談所・機関に移送 187 件（2.9%）、家庭裁判所送致（0.0%）3 件、帰宅 3,665 件（57.0%）などとなっています。

④親子関係修復に向けた援助

親子分離が行われたケースでは、親子関係を修復し、子どもが家庭生活に戻るよう、関係機関が役割を分担し援助を行います。援助の計画を策定するに当たっては、当事者の

意見を踏まえることはもちろんのこと、近年では当事者が策定の場に直接関与する場面も増えています。

これらの援助は、子どもが家庭に戻れるときが来ると、ひとつの節目を迎えますが、最終的な目的は家庭生活を安定して維持継続し、虐待を再発させないことであり、その後も地域の関係機関との連携のもとに援助が継続されることになります。

これは、親子分離を図らずに在宅での支援を行う場合も同様です。

(6) 守秘義務と個人情報保護の関係

保育者には守秘義務があり、通常そこで知りえた個人情報を第三者に漏らすことはできません。特に虐待通告に関する内容は、もっともプライベートな情報でもありますから、それを児童相談所等に伝えることに抵抗を感じる方も少なくありません。

しかし、児童虐待防止法は、守秘義務に関する法律の規定が、虐待通告の義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない、と定めています。つまり、通告義務は守秘義務よりも優先されると規定しているのです。

図 3-4-10、図 3-4-11 は今回の調査で明らかになった、保育者の「虐待対応についての知識」です。約 3 割が「公務員の守秘義務があっても通告しなければならない規定があること」を「知らなかった」と答えています。

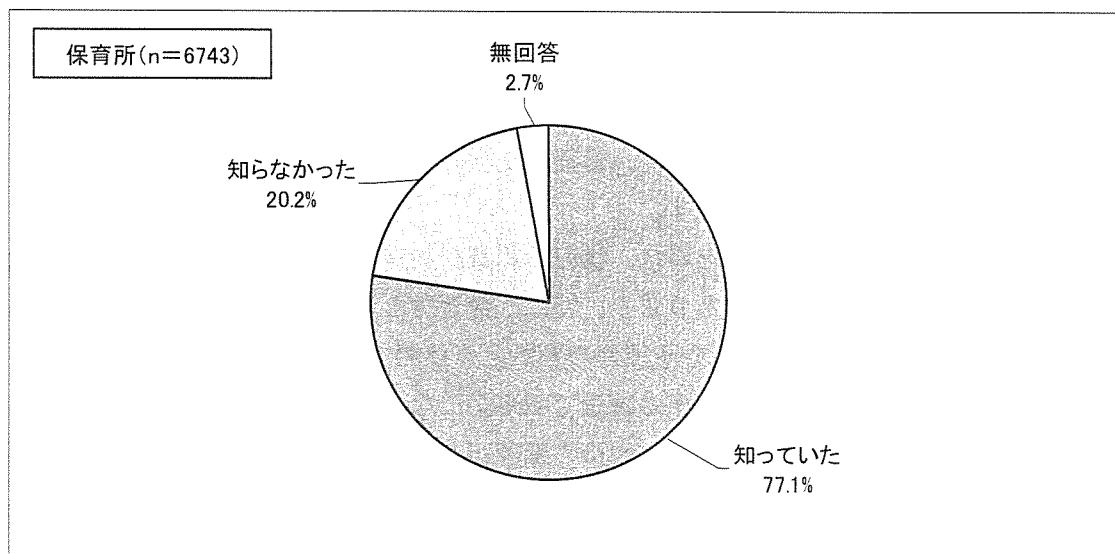


図 3-4-10 保育士の虐待対応についての知識

(公務員の守秘義務があっても、通告しなければならない規定があること)

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

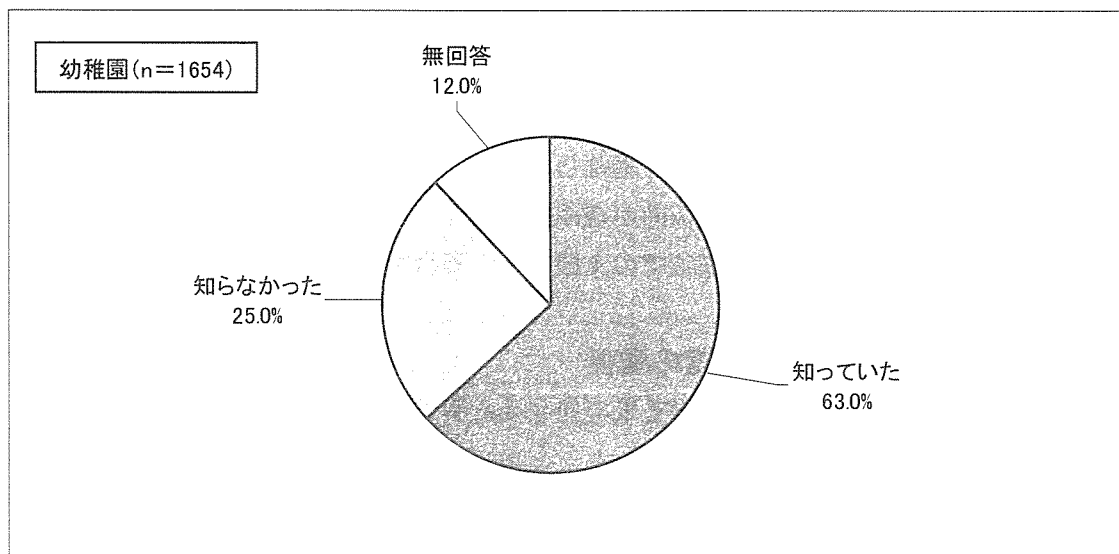


図 3-4-11 幼稚園教諭の虐待対応についての知識

(公務員の守秘義務があっても、通告しなければならない規定があること)

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」(主任研究者：才村純)『平成 17 年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究) 報告書』、2006

(7) 通告することを上司に止められているが

虐待を発見した場合、子どもを守るための客観的な判断と、迅速で的確な行動をとるために、複数の人で、すなわちチームで対応することが大切です。そのため、保育所や幼稚園においても担当保育者だけでなく、管理職を含めて協議が行われ、役割分担をして対応することが一般化してきています。

ところが、チームで協議した場合、状況の認識が共有できなかつたり、対応の判断が一致しない場合も生じることがあります。特に、身近なところで子どもと接している担当保育者は、自分の危機感とチームや所属長の判断との狭間で、苦悩することもあるようです。

図 3-4-12、図 3-4-13 は、今回の調査で明らかになった「保育所・幼稚園の保育者がどのような場合に通告するか」です。虐待の確証がある場合や重篤な虐待が見られる場合はもちろんですが、それ以外に「所属長の了解がある場合」のウェイトが高く、続いて「保育所・幼稚園全体の了解がある場合」など、組織としての判断が重要視されていることがわかります。所属長への連絡が遅くなつたり、あるいは正確に情報が伝わらなかつたりといったことがあり、組織としてのシステムが途中で機能しなくなっていることも考えられます。

しかし、もし担当保育者が虐待を疑っているのであれば、仮に上司の判断と相違があつたり、所長と連絡が取れなかつたりしたとしても、虐待通告することは可能ですし、またする必要があります。通告は組織としてだけでなく、個人として行うことも出来るのです。ただ、この場合、自分が通告したことが上司などに知られてしまった場合、厳しい状況に

置かれてしまうことも予想されますので、通告者についての情報を秘密にしてもらう必要があれば、その旨願ひ出れば、きちんと対処してもらえます。組織的判断の狭間で通告時期を逸してしまうことだけは避ける必要があります。

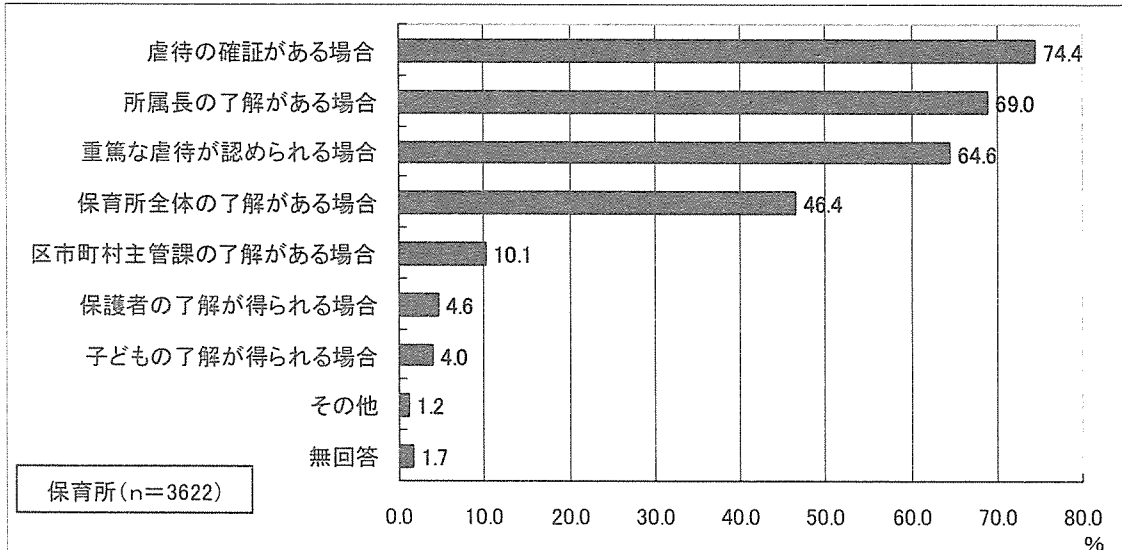


図 3-4-12 保育所保育士がどのような場合に通告するか

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

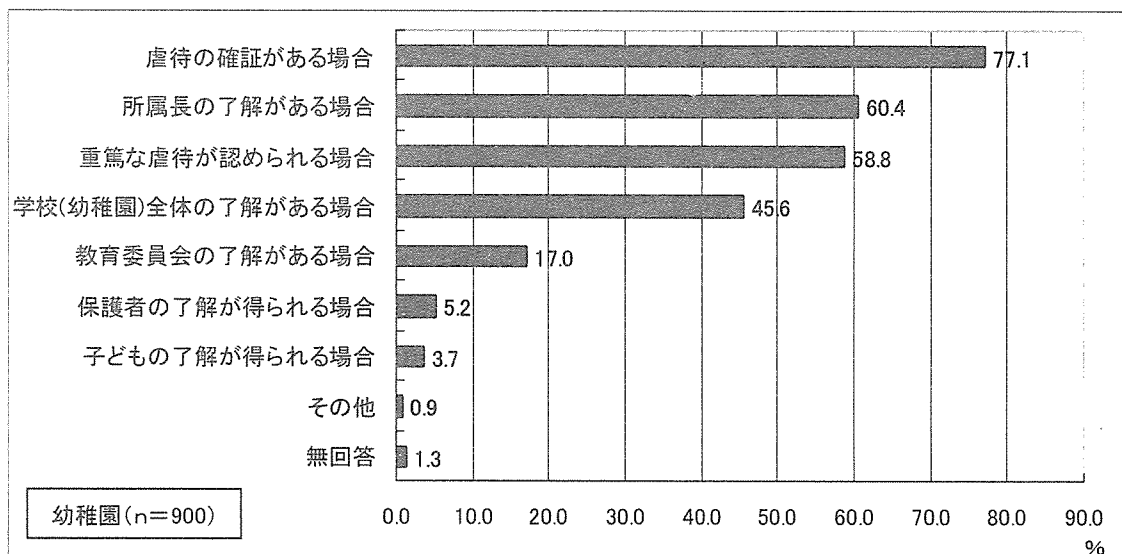


図 3-4-13 幼稚園教諭がどのような場合に通告するか

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

(8) 保護者との対立を避けたい

図 3-4-14、図 3-4-15 は、今回の調査で明らかになった、保育所・幼稚園の虐待対応で最も苦慮している点です。虐待の見極めや虐待を受けた子どもへの対応もさることながら、それ以上に保護者への対応に最も苦慮している実態がわかります。いたずらに保護者と対立することは避けたいと感じるのはある意味でもっともなことかもしれませんが、保護者との関係性が密接な保育所・幼稚園においては、決定的な関係の悪化もありうるのです。

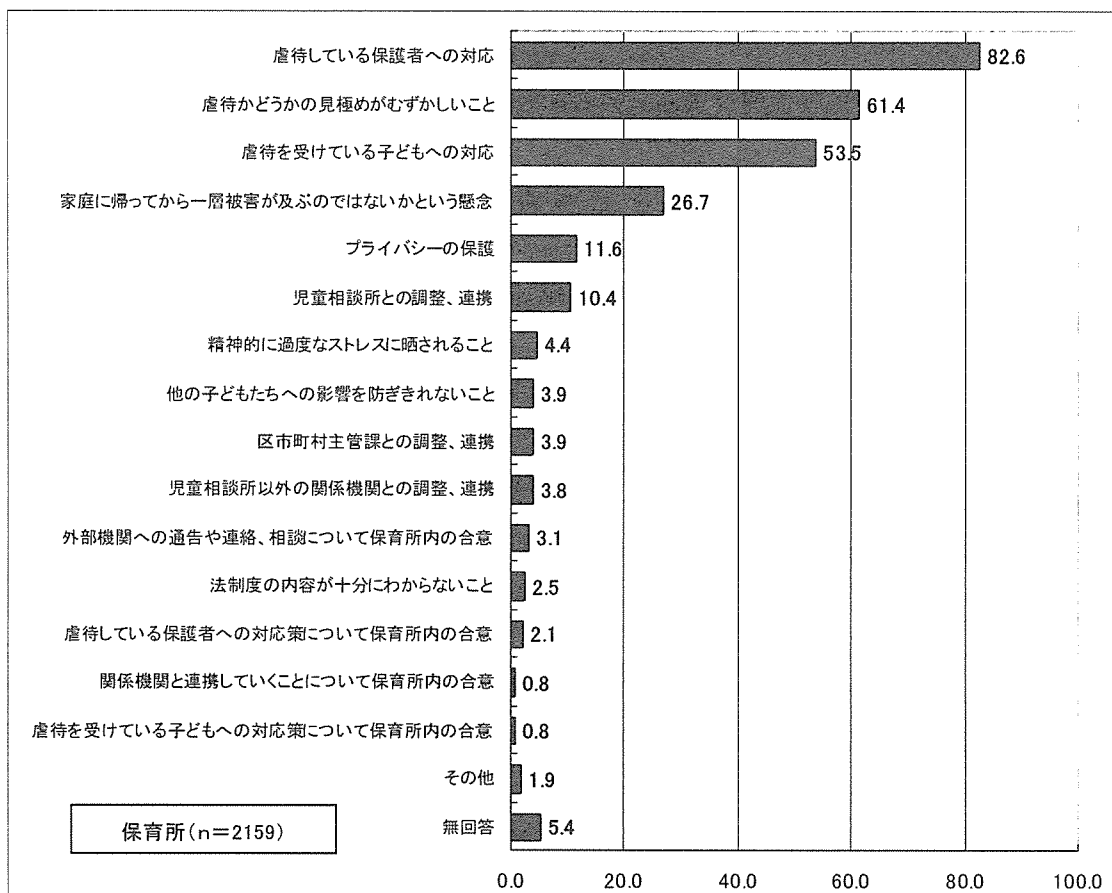


図 3-4-14 虐待対応で保育所保育士が最も苦慮している点

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

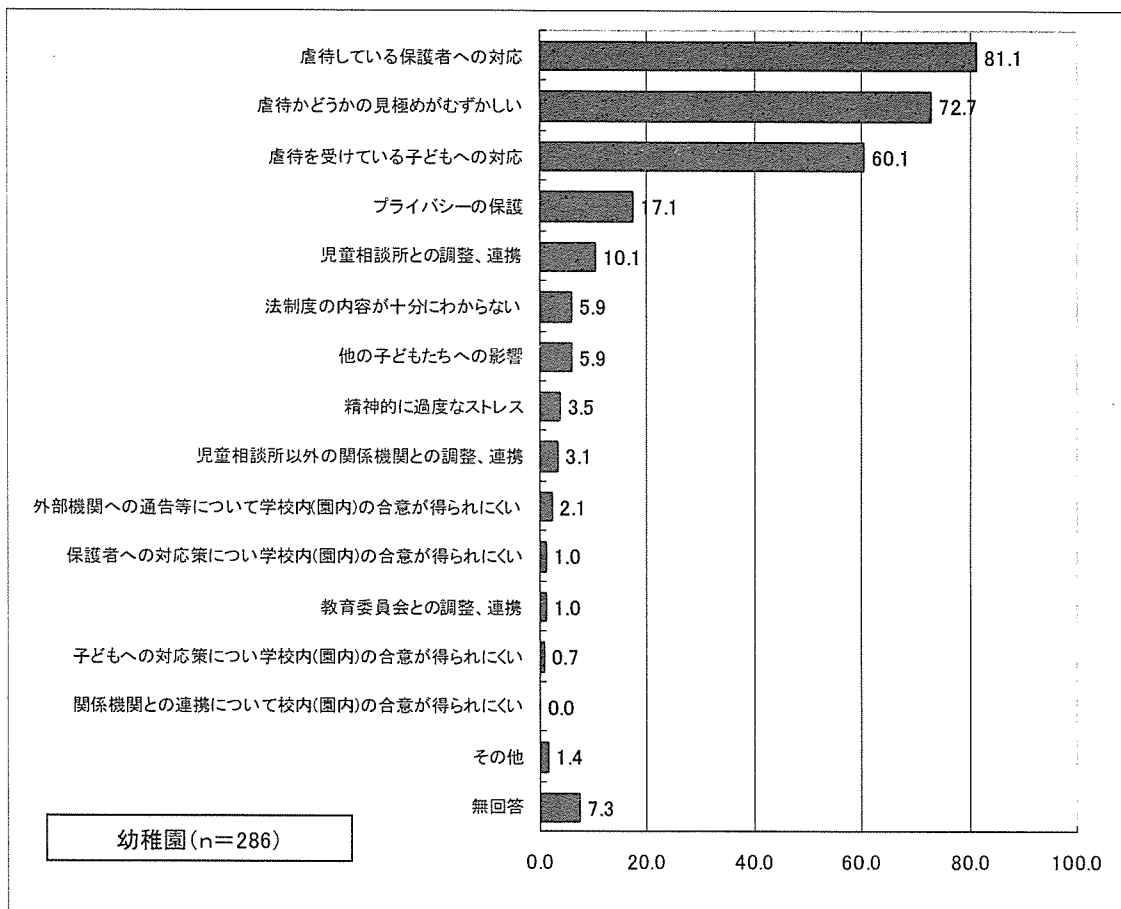


図 3-4-15 虐待対応で幼稚園教諭が最も苦慮している点

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

確かに、保護者と不必要な対立を避けることは重要なことです。通告をすることでこれまでの良好な関係性が崩れたり、よりコミュニケーションがとりづらくなる、恨みを買ってしまうのではないかなど、様々な心配が頭をよぎることがあります。

しかし、重要なことは、虐待が疑われる時には通告する義務があること、またそれは子どもの安全を守るためであることを念頭に置くことです。

保護者と良好な関係を築けているのなら、子どもの傷や変調のことを直接たずねてみることもできるかもしれません。しかし、虐待の事実が確認されたり、不自然な点が拭えないようであれば、迷わず通告する必要があります。

というのも、虐待は悪循環の連鎖を引き起こしやすく、放置すれば次第にエスカレートすることもあり得るからです。そうなってしまうと、当事者が自分の意思でそれを断ち切ることは難しくなります。

通告は、虐待行為を密告することで加害者を罰し、子どもを親から引き離し、ゆくゆくは家族を崩壊させる、などということを目的としているのでは決してありません。悪循環

に足を踏み入れる前に、親子をいたずらに引き離したりせずに済むように、子どもの成長にとってよい家庭環境が維持されるように、少しでも早く虐待の芽を摘んでしまうことを第一とするものです。

そのためには迅速さとともに、福祉や教育、医療サイド等できるだけ様々なチャンネルを用意し、必要に応じて臨機応変に援助を組み立てる必要があります。通告はその第一歩です。憂うべきは不適切な現状を見過ごすことです。被害者がこれ以上被害を受けず、加害者がこれ以上間違った加害行為を続けることを防ぎ、一刻も早く事態が正常化することを目指すことが何より大切です。そのための支援であることを忘れてはなりません。

(9) 通告をした後は何をすればいいのか

詳細はその場の状況や通告時の打ち合わせの内容によりますが、まず子どもの安全を維持することが何より大切です。例えば児童相談所が調査に訪れたり、一時保護のために迎えに来たりするような場合、その前に保護者が乗り込んできて連れ帰ってしまうようなことは避けなければなりません。

また、年齢によっては、子どもに可能な範囲での状況説明をしておくこともあります。子どもは自分がぼろっと喋ったことをきっかけとして、事態がどのように動き、今後どうなってしまうのか不安を抱えています。大人側は善意に基づく行為であっても、突然別室に留め置かれ、知らない人が訪ねてきて自分にいろいろと質問し、知らないところに連れて行こうとする行為は、子どもにとっては別の意味で外傷体験にもなりかねません。ですので、子どもが状況を了解できるような説明をすることはとても重要な場合もあります。しかし、特に年齢が低い場合や、緊急一時保護対応にならずに子どもを家庭に帰宅させる場合などは、あえて子どもを巻き込まないように配慮する意味から、今回の件が子どもの発言から発生したということを表に出さない形で事を進めることもあります。子どもに説明をした結果、かえって状況の悪化が予想される場合や大好きなおとうさん、おかあさんを否定されたことでかえって子ども自身が傷つくと思われる場合などは、子どもへの説明も慎重に行います。

また、今後の展開がまだ確定していない時点で、子どもを安心させようと「すぐに帰って来られるよ」「先生たちがうまくやっておくから任せておきなさい」などと安易な約束や確証のない事実に期待を持たせることは、結果的に子どもを裏切り傷つけてしまうこともあるので注意が必要です。知らないところに連れて行かれ、ひとまず集団生活に身をおかねばならないことに苦痛や不安を覚えている子どもを前にして、「よかったわね、これでもう嫌な目に遭うこともなく幸せに暮らせるのよ。先生もひと安心だわ」などと声を掛けたり、虐待者とはいえ子どもの前で親を悪く言ったりすることも、大人側の一方的な論理で、無神経な発言だといわざるを得ず、慎重な心配りが求められます。

5、保育所・幼稚園内の対応体制と機関連携

(1) 保育所・幼稚園内の相談体制

虐待あるいは虐待が疑われる状況に遭遇したら、まずは誰かに相談をしてみましょう。「虐待じゃなかったらどうしよう」「思い過ごしじゃないか」「保護者を中傷することになってしまうのではないか」—そんなことが頭をよぎるかもしれません。そんなことを感じる人は、決して少なくないことでしょう。

誤解されやすいことなのですが、「虐待が起きているのではないかと心配している」と誰かに相談するということについて、「保護者を罰したり貶めたりすることだ」と思われている場合がありますが、それは間違っています。実際には、虐待が起きている可能性を明らかにしていくことが、子どもだけでなく、虐待をしている保護者をも守ることになるのです。信じられないことかもしれませんが、虐待する保護者は、「子どもを傷つけるようなことを止めたい」「子どもと楽しく過ごしたい」という思いを人一倍強く抱いている場合が少なくないのです。ですから、あなたが誰かに相談することは、子どもはもちろんのこと、保護者を救うことになるかもしれないのです。

「余計なことをしているのではないか」「保護者を傷つけてしまうのではないか」といった思いに囚われて、誰にも相談せずに終わらせてしまうということはやめましょう。そして、「虐待じゃなければ、それに越したことはない」という心積もりで気軽に相談してみましょう。あなたが気にかけていたことが話をするプロセスの中で整理され、「思い過ごしだった」「やっぱり心配だ」ということがはっきりしてくるということもあります。相談した人と、「相談してもらって本当によかったよ」、あるいは「虐待じゃなくて本当によかったね」と声を掛け合いながら、子どもの成長を見守っていくことが、保育者に求められていることなのです。

ちなみに、市町村の児童福祉課担当課や児童相談所に個人で通告をしても構わないのですが、組織的に情報を共有し、保育所・幼稚園として必要な対応を確認しながら、外部機関との連携を図れるのであれば、それに越したことはありません。というのも、虐待は必ずしも短期間で解決する問題ではなく、長期にわたって多くの人たちのエネルギーを消費する問題だからです。保育所でも、保育士一人で抱え込んでいられるものではなく、いずれは組織的な対応を迫られることになるものです。

①保育所長、幼稚園長、主任に相談する

図 3-5-1、図 3-5-2 は、今回の調査で、「虐待ないし虐待が疑われる状況に出会った場合に、所内の誰に相談するか」を回答してもらった結果です（あてはまるものすべてに○）。ほとんどすべてといってもいいくらいの先生方が、「園長先生又は主任に相談する」という項目に回答しています。園長や主任は、先生方から情報を集約し、適切な対応をとっていくために、大きな役割を果たしているといえそうです。

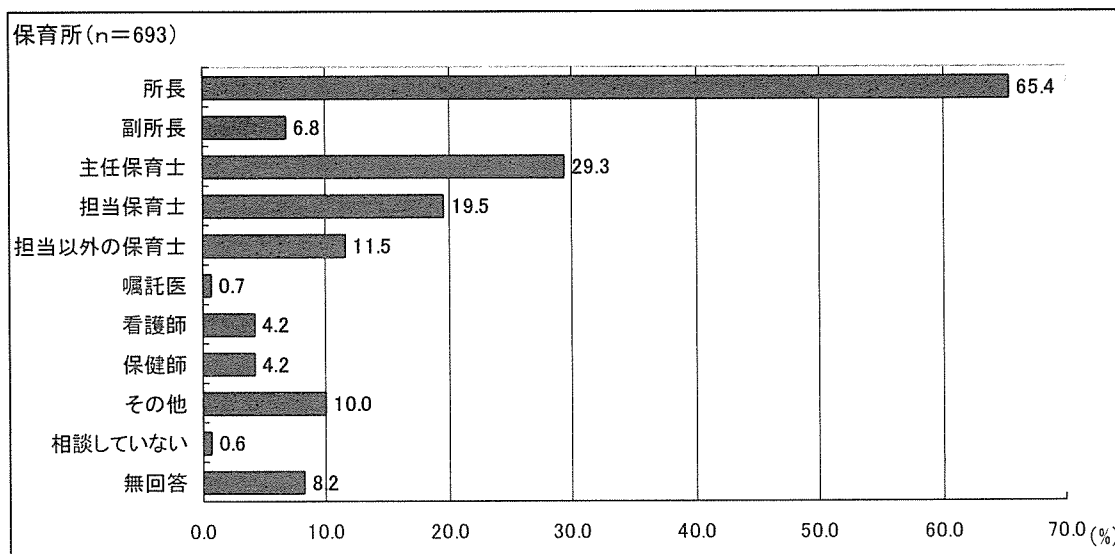


図 3-5-1 虐待を発見した場合に相談する人（保育所）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

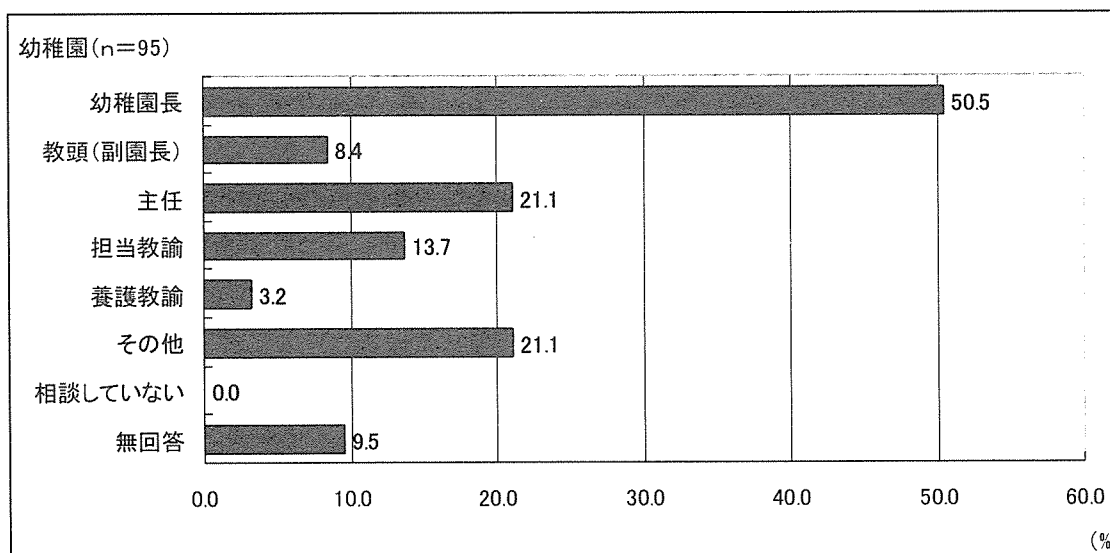


図 3-5-2 虐待を発見した場合に相談する人（幼稚園）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

相談するにあたっては、自分が何に困っているか、あるいは何を気にしているのか、それはいつ頃からなのかといった自分の中にある懸念や不安のほか、家族構成、家族の職業や経済状況、きょうだいの有無、保育室の様子、友人関係など、その子どもと家族に関して知っている情報について、過去のファイルなどからも集めておくとよいでしょう。

②園内のチームを編成する

相談したあと、相談された保育者や園長個人が取り扱う問題としてはいけません。必ず組織的に対応していくようにしましょう。ですから、園内で虐待の相談を受けるということも、非公式的なものではなく、仕事の分担のひとつとして位置づけておくことが望ましいでしょう。

図 3-5-3、図 3-5-4 は、今回行った事例調査で、保育所・幼稚園における対応策の検討・決定方法について訊ねた結果です。これを見ると、「上司に個別に相談して対応策を検討又は決定した」場合が多く、子どもたちにかかわっている先生たちが顔を突き合わせて会議形式で検討するスタイルが十分に浸透していないことが明らかです（「その他」が高い割合を示しているのは、もしかしたら、「職員会議」と「個別に相談」の双方を決めたということなのかもしれませんし、「職員会議とは別のケース会議を持った」ということなのかもしれませんが、それにしても会議方式が過半数を占めるには至りません）。

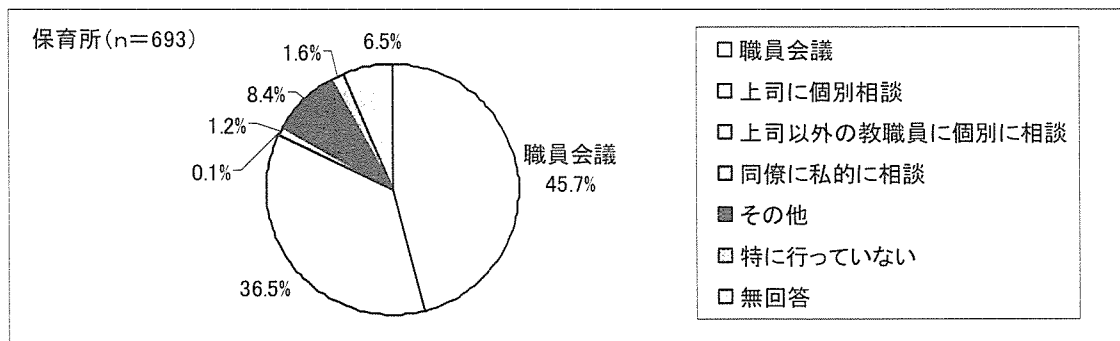


図 3-5-3 保育所内での対応策の検討・決定方法（保育所）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

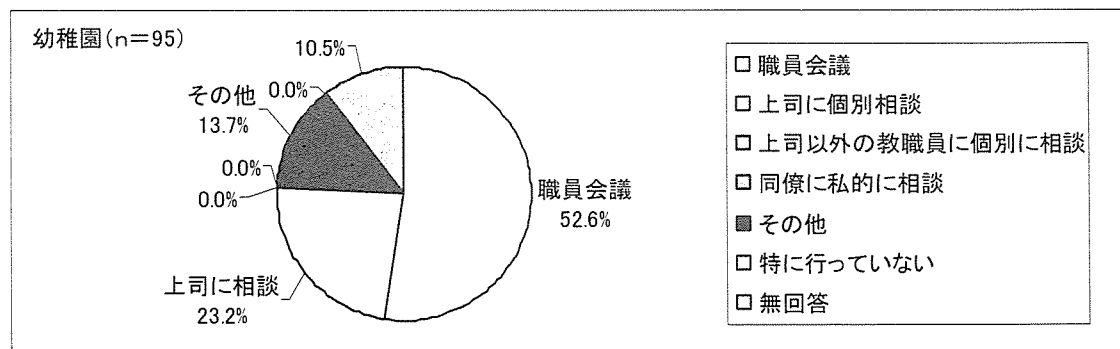


図 3-5-4 園内での対応策の検討・決定方法（幼稚園）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

原則としては、子どもやそのきょうだいを担任したことのある保育者、過去に担任をしたことのある保育者などを集めて、園内チームを立ち上げ、何が起きているのかを幅広い視点から確認すること（アセスメント）を大切にしなければならないところです。

なぜチームが必要かといいますと、これにはいくつかの理由が考えられます。

例えば、虐待は隠されている傾向があるために、いろいろなところから垣間見える情報を集めてこないと、何が起きているのかを把握することが難しいということがあげられます。とくに、きょうだいがいる場合には、きょうだいに関わっている保育者から情報を求めることが必要ですし、過去に担任をしていた保育者から、以前の状況を確認するといったことも実態把握をする意味で必要なことです。

また、虐待事例は、長期にわたって支援を継続をする必要に迫られる場合があり、支える側にエネルギーがものすごく求められることしばしばであるため、一緒に知恵を出し合い、かかわりを持つ職員同士が支えあうことが大切になることもあります。

チームが求められる三つ目の理由として、虐待事例にかかわらずいえることなのですが、私たちは誰も一人だけで考えていると、どうしても視野が狭くなってしまいがちであるということがあげられます。そのため、チームを形成して、複数の眼で何が起きているのか確認することで、先入観をなくしたり、虐待以外の可能性に眼を向けたりすることもできるようになるのです。

③状況の確認をする

こうして園内のチーム体制がとられたら、そこで状況の確認（アセスメント）をしましょう。ただし、この作業は、あとで述べますように、保育所や幼稚園内だけで完結するものであってはいけません。別の言い方をすれば、緊急性や重篤性の判断に保育所や幼稚園が責任を持たなければならないということではありません。

では、なぜ状況の確認が必要なのでしょうか。多くの場合、保育者が最初に気にすることは、「服が汚い」「なんとなく様子がおかしい」「異常なほど食欲がある」「確認はないが、不自然な傷がある」「身長や体重の増加が悪い」「なかなか降園しようとしなない」など、表面的な事柄（いわゆる虐待のサイン）についてのことであって、「明らかに虐待をしている」ということではなかったりします。つまり、自分がかかわっている子どもが本当に虐待を受けているのか、確認を持つことが難しい場合が圧倒的に多いわけです。

ここで、通告をする側としては、（確証がなくても通告しなければならないということは知っていても）「こういう理由で虐待の発生が疑われると思う」という、いわば疑いの根拠をある程度は固めておきたいという気持ちになるものです。だからこそ、保育所や幼稚園内で情報を整理して、何が起きているかを自分たちなりに理解するという作業のために、状況の確認をしていくわけです。

それに、保育所や幼稚園として情報が未整理のままに関係機関を呼び込んでも、あまり成果が得られないことがしばしばあるようです。逆に、保育所・幼稚園として主体的に情